

武蔵野市第六期長期計画策定庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第4条第2項に規定する策定委員会と連携して同条例第2条の規定による武蔵野市第六期長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するため、武蔵野市第六期長期計画策定庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 長期計画の策定に係る庁内の総合調整に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、長期計画の策定について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長1人及び副本部長3人を置き、本部長は市長がこれにあたり、副本部長は副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(分野別部会)

第6条 本部に、本部が指定する事務に従事するため、次に掲げる分野別部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 子ども・教育部会
- (3) 文化・市民生活部会
- (4) 緑・環境部会
- (5) 都市基盤部会
- (6) 行・財政部会

2 部会は、別表第2に掲げる職にある者で構成し、各部会に部会長1人を置く。

(設置期間)

第7条 本部の設置期間は、平成30年5月7日から長期計画の策定の日まで

とする。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、総合政策部企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

2 この要綱は、長期計画の策定の日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

市長
副市長
教育長
総合政策部長
総務部長
財務部長
財務部税務担当部長
市民部長
市民部市民活動担当部長
市民部交流事業担当部長
防災安全部長
環境部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
都市整備部長
会計管理者
水道部長
教育部長

別表第2 (第6条関係)

部会	部会長	部会員
健康・福祉部会	健康福祉部長	健康福祉部地域支援課長
		健康福祉部生活福祉課長
		健康福祉部高齢者支援課長
		健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
		健康福祉部障害者福祉課長

		健康福祉部健康課長
子ども・教育部会	子ども家庭部長	教育部長
		子ども家庭部子ども政策課長
		子ども家庭部子ども育成課長
		子ども家庭部子ども育成課保育施設整備担当課長
		子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
		子ども家庭部児童青少年課長
		教育部統括指導主事
		教育部教育企画課長
		教育部教育企画課教育調整担当課長
		教育部指導課長
		教育部教育支援課長
		文化・市民生活部会
市民部交流事業担当部長		
防災安全部長		
市民部生活経済課長		
市民部市民活動推進課長		
市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長		
市民部保険課長		
市民部市民課長		
市民部市政センター所長		
防災安全部安全対策課長		
防災安全部防災課長		
教育部生涯学習スポーツ課長		
教育部生涯学習スポーツ課武蔵野ふるさと歴史館担当課長		
教育部生涯学習スポーツ課副参事		
教育部図書館長		
緑・環境部会	環境部長	環境部参事
		環境部環境政策課長
		環境部環境政策課環境啓発施設開設準備担当課長
		環境部環境政策課副参事
		環境部ごみ総合対策課長

		環境部クリーンセンター所長
		環境部下水道課長
		環境部下水道課副参事
		環境部緑のまち推進課長
都市基盤部会	都市整備部長	水道部長
		都市整備部参事
		都市整備部まちづくり推進課長
		都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長
		都市整備部吉祥寺まちづくり事務所副参事
		都市整備部交通対策課長
		都市整備部住宅対策課長
		都市整備部住宅対策課副参事
		都市整備部建築指導課長
		都市整備部建築指導課建築確認担当課長
		都市整備部道路課長
		都市整備部道路課整備調整担当課長
		都市整備部用地課長
		水道部参事
		水道部総務課長
		水道部工務課長
行・財政部会	総合政策部長	総務部長
		財務部長
		財務部税務担当部長
		会計管理者
		総合政策部企画調整課長
		総合政策部企画調整課オリンピック・パラリンピック担当課長
		総合政策部企画調整課副参事
		総合政策部資産活用課長
		総合政策部秘書広報課長
		総合政策部秘書広報課広報担当課長
		総務部総務課長
		総務部総務課検査担当課長
		総務部自治法務課長
		総務部人事課長

	総務部人事課人材育成担当課長
	総務部情報管理課長
	財務部参事
	財務部財政課長
	財務部管財課長
	財務部資産税課長
	財務部納税課長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長